第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み

第７節　新型コロナウイルス感染症への対応

Ⅳ　新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

２．国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際会議や国際基準設定主体等の新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的な貢献を行った。

（１）　G20

G20 においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会合が開催され、共同声明等が発出された。2020 年７月以降に公表された声明における金融規制関係の主な記述は、以下のとおり。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2020 年 10 月 14 日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融安定理事会（ＦＳＢ）の原則へのコミットメントを再確認する。我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靭であったかの評価を含む、ＦＳＢによる 2020 年 3 月の混乱に関する包括的な確認に期待する。このパンデミックは、送金を含め、より安価で、迅速に、包摂的で、透明性のある決済を促進するために、クロスボーダー決済の仕組みを改善する必要があることを再確認させた。

● G20 首脳声明（2020 年 11 月 22 日）（仮訳・抜粋）

我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会（ＦＳＢ）の原則にコミットし、ＦＳＢに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。我々は、ＦＳＢによる 2020 年 3 月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021 年４月７日）（仮訳・抜粋）

我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020 年 4 月に合意されたＦＳＢの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置

の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するＦＳＢ報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、ＦＳＢが支援し続けることを求める。

- Ｇ20 行動計画の更新（2021 年４月７日）（仮訳ポイントより抜粋）

　我々は、引き続き、新型コロナウイルスへの対応に関する金融安定理事会（ＦＳＢ）の原則に従うことにコミットする。

（２）　金融安定理事会（ＦＳＢ）

ア．ＦＳＢにおける対応の全体像

　ＦＳＢは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「ＦＳＢ原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを 2020 年４月のＧ20 向け報告書で公表、Ｇ20 財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。ＦＳＢは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行ってきており、ＦＳＢ参加当局として当庁も広く作業に貢献してきた。

※ 新型コロナ対応に関する「ＦＳＢ原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

　特に、当庁は、ＦＳＢ傘下の規制監督上の協調に関する常設委員会（ＳＲＣ：議長は氷見野前金融庁長官が務めていた）において、コロナ禍における国際的な規制監督上の課題対応全体のアジェンダ設定を行い、同時にその中の具体的な作業でも主導的役割を果たしてきた。

　第一に、コロナ対応施策のレポジトリーなど、各国当局が定期的に自国の取組みを報告・情報交換する仕組みを作成し、グローバルな政策対応の全体像の把握を行った。第二に、コロナ対応施策の有効性を高めるため、施策のデザインや実施における実務上の課題とそれへの対応方法のほか、施策の評価枠組みや、施策の評価に用いている指標について整理した。第三に、感染症の先行きが不透明な中で多くの国・地域が活用したストレステスト及びシナリオ分析について、その役割や実施上の課題を整理した。第四に、コロナ

禍における途上国に特有の問題を整理した。第五に、金融機関の危機時への備えの強化のための国際的枠組みの役割も検討した。

上記の作業の成果は、ＦＳＢが 2020 年７月及び 11 月に公表し、G20 に報告した「COVID-19 パンデミック：金融安定への影響と政策対応」と題する報告書に反映されている。

さらに、各国・地域が支援措置の延長、修正、解除といった政策判断に当たって考慮すべき要素を整理し、「COVID-19 支援措置―延長、修正、解除」と題する報告書を別途公表、2021 年４月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

イ．2020 年３月の市場の混乱とノンバンク金融仲介に関する作業

ＦＳＢは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大をきっかけに起きた、2020 年３月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて分析し、同年 11 月に「３月の市場混乱の包括的レビュー」と題する報告書を公表、Ｇ20 サミットへ提出した。

報告書は、３月の混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：ＮＢＦＩ）の抱える課題の特定を行った上で、ＮＢＦＩシステムの強靭性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②ＮＢＦＩ及び金融システム全体のシステミック・リスクの理解の深化、③ＮＢＦＩのシステミック・リスクに対処する政策の評価、の３分野を内容とする今後の作業計画を示した。

計画に基づき、ＦＳＢ及び関連する基準設定主体において各作業が進められており、一元的監督者である当庁は幅広い視点から議論に貢献した。特に 2021 年上半期は、①のうち最も喫緊の課題である、ＭＭＦの強靭性を高めるための政策提言作成作業が急ピッチで進められ、ＭＭＦの脆弱性の分析、その強靭性を向上させるための政策オプションの評価、及びオプションの選択や組合せについて取りまとめた市中協議文書が同年６月に公表された。

（３） 中央銀行総裁・監督当局長官グループ（ＧＨＯＳ）・バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

バーゼル委員会は更なるリスクと脆弱性に対応するため、銀行システムの強靭性のモニタリングの継続、資本・流動性バッファーの利用可能性の明確化、銀行の引当実務に係るモニタリングの実施等を行っている。

資本・流動性バッファーの利用については、ＧＨＯＳは、2020 年 11 月 30 日に公表した声明において、バーゼルⅢの資本及び流動性バッファーの利用の重要性を確認するとともに、現在のストレス期において、かつコロナ危機が収束するまでは、これらのバッファーを慎重に取り崩すことが適切であるというバ

ーゼル委員会による度重なるガイダンスを強く支持し、危機後、監督当局は、経済や市場、銀行特有の状況を考慮し、バッファーを再建させるために十分な時間を銀行に提供する旨を発表した。また、バーゼル委員会は、2020 年９月及び 2021 年６月、銀行がショックを吸収し、信用力の高い家計や企業への貸出を維持するために、バーゼルⅢの資本・流動性バッファーを活用すべき旨を改めて声明で公表した。

（４）　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

ＩＯＳＣＯは、2021 年３月 24 日、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う不確実性により、発行体が継続企業の前提の評価に通常よりも高度な判断を必要とされている状況に鑑み、継続企業の前提の評価及び開示に関する声明を公表した。また、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、ＭＭＦの脆弱性、オープンエンド型ファンドの流動性リスク管理、証拠金とマージンコールに関する状況、信用格付とプロシクリカリティ、及び社債の流通市場の流動性と市場構造について、各国のデータの収集・分析、政策措置の検討等がなされている。ＩＯＳＣＯは、2020 年 11 月 20 日、同年３月に生じた市場の混乱の最中にＭＭＦにおいて生じた事象を分析した調査報告書を、2021 年２月 15 日、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下の政府支援措置が信用格付に与えた影響を分析した最終報告書を公表した。

（５）　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

ＩＡＩＳは、2019 年 11 月に合意した保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組みを活用し、新型コロナウイルス感染症が保険セクターに与える影響に焦点を絞ったリスク評価を行い、その結果を 2020 年 12 月 17 日に「2020 年グローバル保険市場レポート：Covid-19 編」として公表した。また、ＩＡＩＳは、2021 年４月９日、金融安定研究所（ＦＳＩ：Financial Stability Institute）との共同で、保険監督当局が新型コロナウイルス感染症に対処するために講じた措置についてまとめた報告書「新しい日常のための保険監督の再定義」を公表した。さらに、保険当局及び保険業界の実務上の負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策が優先されるよう、国際資本基準（ＩＣＳ）のデータ報告期限の延長等を行った。

（６）　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

ＦＡＴＦは 2020 年４月１日、議長声明を公表し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（ＭＬ/ＴＦリスク）管理態勢へのリソース制約が強まる中、当局によるリスクベースでの監督・執行活動の重要性が高まっているとのメッセージを発出した。同年５月４日には、新型コロナウイルス感染症に関す

るＭＬ/ＴＦリスク及び各国の対応状況について、ＦＡＴＦ加盟国（ＦＡＴＦ型地域体加盟国含む）及びオブザーバーからの回答（計200カ国以上）などを踏まえ、新たな脅威・脆弱性、官民のＭＬ/ＴＦリスク管理態勢への影響、推奨される対応等を盛り込んだ報告書を公表した。その後、同年10月23日には、パンデミックによるリソース制約や犯罪者による脅威の進化に照らし、所管官庁が効果的に機能できるよう、適切なリソースが提供し続けられなければならない旨を強調するため、再度、議長声明を公表した。

　相互審査手続（各国のＦＡＴＦ基準遵守状況を評価するもの）については、ＦＡＴＦは、2020年４月28日、声明を発表し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対日相互審査を含む、進行中の全て相互審査に関する手続を凍結していたところ、2021年２月会合より再開している（対日審査報告書については、同年６月会合において採択）。

第13節　サステナブルファイナンスに関する取組み

Ⅱ　国際動向

１．国際的な議論への貢献

　2021年11月に開催予定のＣＯＰ26（気候変動枠組み条約締約国会議）を見据えたＧ７・G20での気候変動関連の議論に参加し、同年６月のＧ７では、各国の規制枠組みと整合的な形でのＴＣＦＤ開示の促進等について合意した。

　ＮＧＦＳ[1]において、気候変動リスクに掛かる各種成果物の作成に貢献するとともに、新たに運営委員会のメンバーに選出されるなど、ＮＧＦＳを通じて構築したネットワークを活かし、関係当局間の連携を強化した。

　ＦＳＢや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、ＦＳＢやＩＯＳＣＯでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

　2020年11月にはＩＰＳＦ[2]に参加し、開示に関する作業部会では共同議長を務めるなど、メンバー国と積極的に情報交換を行うとともに、日本のサステナブルファイナンスに関する取組みを発信した。

---

[1] ＮＧＦＳ：Network for Greening the Financial Systemとは、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのこと。

[2] ＩＰＳＦ：International Platform on Sustainable Financeとは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。

第４部　国際関係の動き

第18章　概括

第１節　多国間での国際協調

コロナの影響が経済全体に波及する中、金融安定理事会（ＦＳＢ）やその他基準設定主体において、行動制限や経済活動の停止など、各国が直面する課題に対して実施する施策について情報収集を行った。また、政策対応の協調や経験共有、分析の必要性を会議の議題設定等を通じて働きかけ、特にＦＳＢにおいては、各国のコロナ対応施策に係る情報共有、2020年３月の市場混乱についての包括的レビュー及び今後の課題の特定や作業計画の策定等が行われた。金融庁は、ＦＳＢ傘下の規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会議長としての立場も活かし、こうした国際的な議論に貢献した。

また、ＦＡＴＦ等におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）に関する国際的な議論において主導的な役割を果たした。

Ｇ７による「サイバー演習計画に関するＧ７の基礎的要素」（2020年11月公表）やＦＳＢによる市中協議文書「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」（2020年11月公表）、「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」（2021年６月公表）の作成に貢献した。

第２節　国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

海外の主要当局とは、オンライン会議（日ＥＵ合同金融規制フォーラム（2020 年 11月））、監督協力に関する覚書の締結（伊中央銀行及び伊国家証券委員会（ＣＯＮＳＯＢ）（2020年12月））、書簡の交換（欧州保険・企業年金監督機構（ＥＩＯＰＡ）（2021年２月））等を通じ、当局間の協力を強化した。

アジア・新興国等とは、我が国金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、以下のオンライン会議における知見共有等を通じ金融技術支援・金融協力に取り組んだ。

①日インドネシア合同作業部会(2021年３月)、日インド金融協力対話(2021年４月)、日タイ合同作業部会（2021年６月）等を開催した。

②中国とは、日中の金融当局・市場関係者による「第２回日中資本市場フォーラム」を開催（2021年１月）した。

③グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）においては、研究員の関心事項に沿ったオンライン型研修プログラムを実施し知日派の育成に努めた。また、過去にＧＬＯＰＡＣで受入れた研究員（卒業生）とのネットワーク維持・強化のため、全卒業生を対象にしたバーチャル・フォローアップ特別講義の実施、ＧＬＯＰＡＣの期ごとのバーチャル・アルムナイ・フォーラムの開催、国際機関等が主催するバーチャル国際シンポジウムに、卒業生をスピーカーとして推薦、金融庁ウェブサイトのＧＬＯＰＡＣ特集ページの改良等を行った。

グローバルに活動する我が国の大手金融グループが抱えるリスクや課題について、シニア・スーパーバイザーズ・グループ（ＳＳＧ）・監督カレッジを含めた海外当局等の会合において意見交換を実施した。

危機対応については、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢ）等に対して設置された関係当局による危機管理グループや、欧州当局と日本当局の間でのワークショップ開催（2021 年２月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。

各国間の規制の齟齬や重複が原因となって生じる金融市場の分断回避については、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）において、作業グループの共同議長を 2019 年設立当時から金融庁職員が務め、市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立や実施に関する好事例の抽出に向けた作業を主導した。

第 19 章　金融に関する国際的な議論

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20 やＦＳＢをはじめとする国際的な基準設定主体において金融庁は、金融規制監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み

G20首脳会議（サミット）
[年１回]
G20財務大臣・中央銀行総裁会議
[年３回]
中銀総裁・
銀行監督当局
長官グループ
（GHOS）
[年１・2回]
金融安定理事会（FSB）
【バーゼル】
本会合[年２回]の下に約30の委員会・部会
経済協力開発機構
（OECD）
コーポレート
ガバナンス委員会
バーゼル銀行
監督委員会
(BCBS)
【バーゼル】
親委員会[年３回]の下に
約25の委員会・部会
（銀行）
証券監督者
国際機構
（IOSCO）
【マドリード】
代表理事会[年３回]の下に
約30の委員会・部会
（証券）
保険監督者
国際機構
（IAIS）
【バーゼル】
執行委員会[年７回]の下に
約20の委員会・部会
（保険）
金融サービス
利用者保護
国際組織
（Finconet）
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する
金融活動作業部会
（FATF）
（全般）

G20･金融安定理事会（ＦＳＢ）･バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				欧州				中東・アフリカ			
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	－
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	

米州				ルクセンブルク			○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行（BIS）		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会（EC）	○	○	○	国際通貨基金（IMF）		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）	○	○	○	世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行（ECB）監督委員会		○	○	経済協力開発機構（OECD）		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合（EU）	○						

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはＧ７メンバー。

（※２）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

（※３）バーゼル銀行監督委員会（BCBS）につき、欧州委員会（EC）、国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）はオブザーバーとして参加。

第１節　G20

Ⅰ　沿革

2008 年９月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、Ｇ７を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年 11 月に第１回G20 首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20 は、国際経済協力に関する「第１のフォーラム」として定例化されている。近年では、年１回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2020 年はサウジアラビア、2021 年はイタリア、2022 年はインドネシア、2023 年はインド、2024 年はブラジルが議長国を務める。なお、2020 年３月以降、2021 年６月末までの間、新型コロナウイルス感染症の拡大により物理会合は開催されていない。

Ⅱ　主な議論

金融関連では、新型コロナウイルス感染症への対応施策の協調や、2020 年３月の市場の混乱等を踏まえた金融規制監督上の論点の検討、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、ＬＩＢＯＲからの円滑な移行、サステナブルファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。特に 2021 年は５年に一度の自国が決定する貢献（ＮＤＣ）見直しのタイミングであるＣＯＰ26（気候変動枠組条約締約国会議）が開催されることもあり、気候変動をはじめとするサステナブルファイナンスは、企業開示の推進や金融機関における適切なリスク管理、資金動員等の観点から、国際的に大きな注目を集めている。

2020 年10 月にバーチャル開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、金融安定理事会（ＦＳＢ）の原則へのコミットメントを再確認する。
- 我々は、ノンバンク金融仲介セクターが十分に強靭であったかの評価を含む、ＦＳＢによる 2020 年３月の混乱に関する包括的な確認に期待する。
- 我々は、特定された課題に対処するための実務的な手順や例示的な所要期間を盛り込んだ、クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップを承認する。我々は、ＦＳＢが国際機関及び基準設定主体（ＳＳＢｓ）と協調して進捗を監視し、ロードマップを見直し、G20 へ年一回報告することを求める。
- 我々は、ＦＳＢが「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- 我々はまた、有害な市場の分断を回避するための取組に関するＦＳＢと証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）からの報告書を歓迎し、これら機関のこの問題への更

なる取組みに期待する。

- 我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ）の今後三年間の取組を導く、更新された「G20 金融包摂行動計画（2020ＦＩＡＰ）」を歓迎する。我々は、更新された「ＧＰＦＩ ＴｏＲ（付託事項）2020」を含む「ＧＰＦＩ作業計画と体制：2020 年へのロードマップ」の完了を、最終的な簡素化作業として歓迎する。
- サステナブルファイナンスの動員、及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。ＦＳＢは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- 我々は、いかなる所謂「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを支持する。
- 我々は、ＦＳＢ、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）及びＩＭＦによって提出された、所謂「グローバル・ステーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、各法域における、所謂「グローバル・ステーブルコイン」の一貫した、効果的な規制、監督及び監視を促進するＦＳＢのハイレベルな提言を支持し、その実施状況をＦＳＢが監視することを期待する。我々は、また、基準設定主体がＦＳＢの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨、及び所謂「グローバル・ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るＩＭＦの更なる取組に期待する。我々は、暗号資産及び所謂「ステーブルコイン」に関連するマネー・ローンダリング（ＭＬ）、テロ資金供与（ＴＦ）及び拡散金融リスクに対処するためのＦＡＴＦの進行中の作業を支持し、世界全体でのＦＡＴＦ基準の完全、効果的かつ迅速な履行を求める。
- 我々は、サイバーの強靭性を強化する継続的な努力を支持し、サイバー攻撃への対応や復旧のための効果的な取組に関するＦＳＢのツールキットを歓迎する。

2020 年 11 月にバーチャル開催されたG20 リヤド・サミットにおいては、首脳宣言を発出した。金融関連の主な合意事項は以下の通り。また、2024 年までのG20 議長国が発表された。

- 我々は、国際基準と整合的に行動する必要性を含め、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる金融安定理事会（ＦＳＢ）の原則にコミットし、ＦＳＢに対し、金融セクターの脆弱性の監視、景気循環増幅効果と信用力に関する作業、及び規制・監督上の措置の調整を継続することを求める。
- 我々は、ＦＳＢによる 2020 年３月の混乱に関する包括的な確認及びノンバンク金融セクターの強じん性を向上させるための今後の作業計画を歓迎する。
- 我々は、クロスボーダー決済の改善に向けたG20 ロードマップを承認する。我々は、ＦＳＢが国際機関及び基準設定主体と協調して進捗を監視し、ロードマップ

を見直し、G20 へ年一回報告することを求める。

- 我々は、ＦＳＢが 2021 年に「大きすぎて潰せない問題」に対する改革の影響評価を完了することを期待する。
- さらに、我々は、2021 年末より前にＬＩＢＯＲから代替参照金利へ秩序ある形で移行することの重要性を再確認する。
- サステナブルファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長と安定にとって重要である。ＦＳＢは、気候変動が金融安定に与えるインプリケーションの調査を継続している。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性の広がりを歓迎する。
- いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでない。我々は、ＦＳＢ、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）及びＩＭＦによって提出された、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」とその他の類似の取組に関する報告書を歓迎する。我々は、基準設定主体がこれらの報告書を踏まえ、既存の基準の見直しに取り組み、必要に応じて調整を行うことを期待する。我々は、デジタル通貨及び所謂「グローバル・ステーブルコイン」のマクロ金融上のインプリケーションに係るＩＭＦの更なる取組に期待する。

2021 年３月にイタリア議長下で初めてバーチャル開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明は発出しなかった。会議では、新型コロナウイルス感染症対策による金融安定への影響や対応に関する国際連携、クロスボーダー決済の改善、気候変動対応等について議論した。また、G20 サステナブルファイナンス・スタディグループの活動再開について合意した。

2021 年４月に開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。声明における金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、国際通貨基金（ＩＭＦ）に対し、経済及び金融統計に関する当局間グループＩＡＧ及び金融 安定理事会（ＦＳＢ）との緊密な協力の下、考えられる新たなデータギャップイニシアティブに関し、コンセプトノートを準備するよう求める。
- 我々は、サステナブルファイナンスの動員が、世界経済の成長と安定や、よりグリーン、より強靭で、かつ包摂的な社会・経済への移行の促進に不可欠であることを認識する。我々は、ＦＳＢに対し、気候関連の金融安定リスクに関するデータの入手可能性とデータギャップの評価、及び気候関連財務開示を改善する方法について取り組み、これらの事項について７月に報告することを求める。我々は、ＦＳＢの気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づき、国際的に一貫性のある、比較可能で質の高いサステナビリティ報告に係る開示基準の重要性に同意する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎する。我々はまた、こうした分

野での公共部門の参加と透明性の広がりに留意する。我々は、サステナブルファイナンス・スタディ・グループの再設置を歓迎し、作業部会へと格上げするとともに、エビデンスに基づく気候に焦点を当てたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を協力して策定すること、サステナビリティ報告を改善すること、サステナブル投資を特定すること、国際金融機関の取組をパリ協定と整合的にすることについて、2021 年の同部会による作業に期待する。我々はまた、7月 11 日に開催予定のヴェネツィア気候カンファレンスにおいて、これらの課題について議論を継続することを楽しみにしている。

- 我々は、新型コロナウイルス危機への対応のために包括的かつ団結した取組を維持すること、及び、金融セクターが金融安定を維持しながら、経済への支援を提供し続けるよう確保することにコミットする。我々は、新型コロナウイルスへの国ごとの又は国際的な対応の支えとなる、2020 年４月に合意されたＦＳＢの原則へのコミットメントを再確認する。ほとんどの支援措置は、それらを性急に解除することによって生じうる潜在的リスクを認識し、経済及び公衆衛生の状況から必要である限り継続される。我々は、長期的な金融安定リスクを最小化するために、支援措置の延長、修正あるいは終了を漸進的かつ的を絞った方法で検討する際における、柔軟な状態依存アプローチの便益を議論するＦＳＢ報告書を歓迎する。我々は、情報共有、及び合意された国際基準との整合性のモニタリングを含む、金融安定に関する新型コロナウイルス対応措置に関する国際協調を、ＦＳＢが支援し続けることを求める。
- 我々は、システム上重要な銀行の「大きすぎて潰せない問題（ＴＢＴＦ）」に対する改革の実効性に関するＦＳＢの評価報告書を歓迎する。我々は、効果的なＴＢＴＦ改革が社会に純便益をもたらすという主要な発見に留意し、我々は評価の中で特定された改革のギャップへの対処に取り組む。
- 我々は、パンデミックから得られた教訓について、金融安定の観点から検討することにコミットする。
- 2020 年３月の市場混乱に関するＦＳＢの「包括的レビュー」報告書に基づいて、我々は、システミックな観点からノンバンク金融仲介（ＮＢＦＩ）セクターの強靭性強化に取り組み、ＦＳＢがマネー・マーケット・ファンドの強靭性を強化するための政策提案に関する市中協議報告書を７月に、最終報告書を 10 月に提出し、ＮＢＦＩに関するより広範な作業計画の更新についての報告を行うことを期待する。
- 我々は、2020 年G20 リヤド・サミットで承認された「クロスボーダー送金の改善に向けたG20 ロードマップ」の適時かつ効果的な実施及び送金の流れの促進にコミットする。
- 我々は、規制上、監督上及び監視上の枠組がどのようにいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」へ対処しているかに関するＦＳＢの進捗報告書、及び中央銀行デジタル通貨の国境を越えた利用と、国際通貨システムへのより広範なインプリケーションに関する幅広い議論に期待する。我々は、いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要

件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始するべきでないことを再確認する。

- 我々は、金融セクターにおけるサイバーインシデント報告の調和に関するＦＳＢ報告書に期待する。
- 我々はまた、ＬＩＢＯＲからの移行に関する進捗報告書に期待する。我々は、ＬＩＢＯＲ指標の停止日に関する発表による明確性の向上を歓迎し、2021 年末までの円滑な移行の重要性を再確認する。
- 我々は、暗号資産及び暗号資産交換業者に関するＦＡＴＦ基準のグローバルな履行についての２回目の 12 か月レビューの妥当性を認識し、いわゆるステーブルコインがＦＡＴＦ基準の対象であることを認識する。
- 昨年承認された「G20 金融包摂行動計画」に基づき、我々は、特に最も脆弱で十分なサービスを受けられない人々や中小零細企業にとって、新型コロナウイルス危機を通して拡大しているかもしれない金融包摂上のギャップを特定し対処する、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ）の取組を支持する。

参考：G20 サステナブル・ファイナンス作業部会（ＳＦＷＧ）

2016 年にG20 中国議長下で Green Finance Study Group として設立。2018 年より Sustainable Finance Study Group （ＳＦＳＧ）と改称。2019 年より活動休止していたが、2021 年G20 議長国伊の提案で、２月財相中銀総裁会議にて活動再開を決定し、４月財相中銀総裁会議声明において作業部会（Working Group）への格上げに合意した。2021 年の活動再開後は米国・中国が共同議長を務める。2021 年には、特に気候変動に焦点を当てて、サステナブルファイナンスに関する様々な国際的な取組みをまとめたG20 サステナブルファイナンス・ロードマップの初版を策定すること等が予定されている。

第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999 年２月のＧ７における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ:Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20 の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、ＦＳＦを改組する形で 2009 年に金融安定理事会（ＦＳＢ:Financial Stability Board）が設立された。

ＦＳＢの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

Ⅱ　組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（ＳＣ:Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ１～３の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019 年９月１日より、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会（ＳＲＣ:Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の議長は当庁の前氷見野良三長官が務めていた。

金融安定理事会（ＦＳＢ）の組織

また、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥ＣＩＳ諸国、の６つの地域諮問グループ（ＲＣＧs:Regional Consultation Groups）を設置している。

ＦＳＢは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有している。2013 年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ　主な議論

１．気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（ＳＣＡＶ：Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析が行われ、2020年７月に「金融安定モニタリングにおける物理リスク及び移行リスクの考慮に係る金融当局の取組みに関するストックテイク報告書」、11月には「気候変動の金融安定に対するインプリケーション」を公表した。

さらには、気候変動関連データの入手可能性やデータギャップに関する検討が進められているほか、2021年２月より、ＳＲＣの下で、気候変動リスクの規制・監督及び気候関連情報開示に関する作業も始動している。

２．金融技術革新

[ステーブルコイン]

2019年の暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応として、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」に関しては、2019年10月、Ｇ20財務大臣・中央銀行総裁会議において、政策及び規制上のリスクがサービス開始前に適切に対処される必要があること、2020年におけるＦＳＢ等の更なる報告を求めることが合意された。その後、ＳＲＣ傘下の作業部会で作業が進められ、2020年４月から７月にかけて市中協議が行われた後、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告」が公表された。

[BigTech/SupTech]

BigTechの新興国市場への参入やSupTech/RegTechの金融システム安定への含意について、ＳＣＡＶの下で分析が進められ、2020年10月に、それぞれ「新興国におけるBigTech企業」、「当局・金融機関によるSupTech・RegTechの活用」が公表された。

３．クロスボーダー送金の改善

ＦＳＢは、2020年２月のＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議において、送金を含む、より安価で、迅速な資金移動を促進するよう、グローバルなクロスボーダー決済を改善する必要性が指摘されたことを受け、決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）やその他の関係基準設定主体や国際機関と協調して作業を開始した。2020年10月のＧ20において、19の構成要素から成り、ハイレベルなアクションプランとタイ

ムラインを提示した「クロスボーダー送金の改善：ロードマップ－G20 向け第三次報告書」が承認された。2021 年５月には、クロスボーダー送金の４つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための定量目標を定めた市中協議文書「クロスボーダー送金の４つの課題の対処に向けた目標」を公表した。

４．アウトソーシング/サイバー

金融機関によるクラウド利用の金融システム安定への含意について 2019 年 12 月に「クラウドサービス利用における第三者サービスへの依存：金融安定への影響に関する考察」が公表された後、ＳＲＣ傘下の作業部会で、クラウドを含むアウトソーシング・サードパーティ全般を対象に規制・監督アプローチに関する分析が進められ、2020 年 11 月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」が公表された。その後の市中協議及び民間を交えた会合で挙げられた意見を取り纏め、2021 年 6 月に「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点（市中協議に寄せられた意見の概要）」が公表された。また、ＳＲＣ傘下の作業部会で、サイバー事象への初動・回復対応に関する分析が行われ、2020 年４月から７月にかけて市中協議が行われた後、2020 年 10 月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」が公表された。

５．市場の分断

世界金融危機以降、G20 は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靭な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、2019 年日本議長国下の G20 財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定した。委嘱を受けたＦＳＢ及びＩＯＳＣＯが同年６月G20 に提出した報告書に基づき、各主体において議論が進められてきた。2020 年にＦＳＢは、各国のコロナ対応施策に起因する市場の分断を最小化する観点から施策のレポジトリを設置し、当局間の情報交換を促進してきた。市場の分断に関する各作業の状況は、ＩＯＳＣＯによる各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定等に関する報告書とともに、2020 年 10 月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告された。

６．金融機関の実効的な破綻処理

ＦＳＢでは、傘下の破綻処理運営グループ（ＲｅＳＧ:Resolution Steering Group）を中心に、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された

制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められているほか、2021 年４月には、これまでの規制改革に対する評価として「『大きすぎて潰せない問題（ＴＢＴＦ）』に対する改革の影響評価」を公表した。保険セクターや金融市場インフラ（ＦＭＩ）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

第３節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、ＢＣＢＳ：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974 年に、G10 の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975 年２月に第１回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準･指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の 28 の国・地域の 45 の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧　州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、ＥＵ
アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア
北　米：米国、カナダ
中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ
その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

Ⅱ　組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（ＢＩＳ）本部において、原則年３回の会合を開催している。議長は、2019 年３月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は 2020 年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（ＰＳＧ：Policy and Standards Group）、監督協力部会（ＳＣＧ：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（ＲＶＧ：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（ＢＣＧ：Basel Consultative Group）の４つのレベル２部会や、規制評価タスクフォース（ＴＦＥ：Task Force on Evaluations）、気候関連金融リスクタスクフォース（ＴＦＣＲ：Task Force on Climate-related Financial Risks）などが設置された。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告･議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（ＧＨＯ

Ｓ：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）の組織

Ⅲ　主な議論

１．バーゼル委員会における組織・活動内容の見直しの基本方針の承認

バーゼル委員会は、バーゼルⅢの最終合意や金融を取り巻く環境の変化を受けて、2019年10月以降、組織・活動内容を見直すための戦略的レビューを進めてきた。

この下で、2020年11月には、バーゼル委員会の組織・活動内容の見直しの基本方針が承認された。具体的には、世界金融危機後のバーゼルⅢの政策アジェンダ[※]に明確な終止符を打つこと、バーゼル委員会のバーゼルⅢ関連の今後の作業は、①基準の実施・適時性・整合性のモニタリング、及び②コロナ危機の教訓も考慮に入れた、規制改革の有効性に関するエビデンスに基づいた評価の完了を焦点とし、その実現のためにバーゼル委員会の従来のレベル２部会及び作業部会について再編を行うことに合意した。

加えて、バーゼル委員会の将来の作業については、銀行システムにおける潜在的なリスク・脆弱性に対処するために、低金利環境を含む銀行セクターにおける構造的な変化や、進行中の金融のデジタル化、及び気候関連金融リスクを含む、新たに台頭するトピックに焦点を当てていくことが合意されている。

（※）バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の策定及び実施

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010 年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013 年以降合意）が進められてきた。また、2017 年 12 月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは 2022 年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020 年３月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を１年間延期（2023 年から実施）することが合意された。

２．気候関連金融リスク

気候関連金融リスクについては、2020 年２月にタスクフォースを設置し、同年４月に各国当局の取組状況をとりまとめたレポートを公表している。2021 年４月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。これらの文書は、学界や当局の先行研究、金融機関との対話や他の国際的な機関による成果物をもとに分析した結果をまとめている。

「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

バーゼル委員会は、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示の観点から検討を行っていく予定としている。

３．オペレーショナル・レジリエンス及びオペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は、2020 年８月より実施されていた市中協議の結果を踏まえ、３月 31 日、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」と題する最終文書を公表。

「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」は、サイバー攻撃や自然災害などの発生時における銀行の重要業務の継続について、銀行に対して求める計７の原則（ガバナンス、オペレーショナル・リスク管理、業務継続計画とテスト、相互連関性の特定、サードパーティ依存度の管理、インシデント管理、サイバーを含む情報通信技術のセキュリティ対応）を示している。また、「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則」は、2003 年に策定され、2011 年に改訂された版について、情報通信技術の進展などを踏まえ、今般、改訂している。

４．暗号資産

バーゼル委員会は、2019 年 12 月に、「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」と題するディスカッション・ペーパーを公表。その後、具体的な規制・監督上の措置のあり方について検討が進められてきた。今般、2021 年６月、暗号資産エクスポージャーのプルデンシャルな取扱いに係る市中協議文書を公表した。

市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・監督に服しているものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしている。バーゼル委員会としては、基本的に保守的な取扱いを提案しているが、暗号資産の分類方法など、規制の具体化に当たっては多くの論点もある。暗号資産は急速に発展していることもあり、バーゼル委員会は、今後、市中の意見や金融安定理事会（ＦＳＢ）等の他の国際的な基準設定主体の議論を踏まえながら、更に検討を深めていくこととしている。

５．システム上重要な銀行に対する対応

2010 年 11 月にＧ20 ソウル・サミットへ提出・公表されたＦＳＢ報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011 年 11 月に規則文書が公表された（2013 年７月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、ＦＳＢからＧ－ＳＩＢｓのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたＧ－ＳＩＢｓに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは 2016 年から段階的に実施されており、2019 年３月から完全実施）。

Ｇ－ＳＩＢｓの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、３年ごとに見直すこととされている。2018 年７月に公表された改訂版選定手法は、2021 年より適用開始される予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適用時期が１年後ろ倒し（2022 年～）されることになった。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国・地域。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ＩＴの各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会（ＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳ）には金融庁も参加している。また、2012年より、総裁・長官会議（ＥＭＥＡＰ－ＧＨＯＳ）も年１回開催されている。

第４節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　沿革

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局)、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて229機関（2021年６月現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2020年は11月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビデオ会議形式で開催された。次回は2021年11月にバーチャルで開催予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ）については、2010年６月の代表委員会決議により、2013年１月までに全てのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年２月にＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名）。

Ⅱ　組織

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）の組織

１．総会（Presidents Committee）

総会は、全ての普通会員の代表者で構成され、年１回、年次総会時に開催される。

２．代表理事会（ＩＯＳＣＯ Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、当庁を含む 33 当局（2021 年６月現在）で構成されている。議長は、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）のオルダーＣＥＯ（３期目）。副議長は、2020 年６月以降３名体制となっているが、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）のターバート委員長（2021 年２月退任）の後任は空席となっており、ベルギー金融サービス市場局（ＦＳＭＡ）のセルベ委員長とエジプト金融監督庁（ＦＲＡ）のオムラン委員長（2021 年５月就任）の２名が務めている。いずれの任期も、2022 年の総会までとされている。

３．地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の 33 当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia-Pacific Regional Committee）に属している。同委員会は、原則年２回対面会合が開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020 年以降は概ね２～３か月に１回、全てビデオ会議形式で開催されている。議長は 2020 年７月までは当庁の水口国際証券監理官(当時)が務め、2020 年９月からは森田金融国際審議官が務めていた。

現在、新型コロナ発生下での地域金融市場の状況に関する情報交換、地域内外監督協力の強化、及びサステナブルファイナンスの問題などについて議論を行っている。

Ⅲ　主な議論

１．概要

ＩＯＳＣＯは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（ＩＯＳＣＯ･ＭＭｏＵの推進等）に取り組んでいる。近年は、G20 サミットからのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、サステナブルファイナンスといった新たな課題における証券分野上の問題点を検討する作業、ＩＯＳＣＯメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

また、2020 年３月、代表理事会直下に「金融安定エンゲージメントグループ」（ＦＳＥＧ）を設置し、ＦＳＢと連携しながら、資本市場における金融安定リスク、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うノンバンクセクターの脆弱性について議論している。前述の組織図に記載のとおり、ＩＯＳＣＯには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた８の政策委員会（Committee１～８）や特定の課題を検討するタスクフォースなど､数多くのグループが設置されている。当庁は、全ての政策委員会のメンバーとしてＩＯＳＣＯが常時取り組む分野の議論に参加するとともに、状況に応じた優先課題の対応のために設置される作業部会などその他多くのグループにも参加し、それらの成果物に向けた作業に取り組んでいる。

２．会計・監査・開示に関する委員会（Committee１）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査

人との関与・連携、国際監査基準（ＩＳＡ）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018 年 10 月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長が Committee１の議長を務めており、2020 年９月の議長選で再任された（任期は 2022 年 11 月までの２年）。

３．流通市場に関する委員会（Committee２）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2020 年８月には株式流通市場におけるマーケットメイク制度の考慮要素をまとめた報告書、2020 年 12 月には株式市場におけるマーケットデータへのアクセスに関連する問題点について情報を集めることを目的とする市中協議文書を公表した。

４．市場仲介者に関する委員会（Committee３）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2020 年９月には「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する最終報告書を公表した。

５．法執行・情報交換に関する委員会（Committee４）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不公正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、ＩＴ技術等の発展による新たな金融商品や勧誘方法等に対する法執行面での課題及び対応、一般投資家向けオンライン勧誘･販売に係る各種リスクへの対応、海外居住者に対する金銭処分の執行に係る課題、新型コロナウイルス感染症関連の不正やその調査方法などについて議論を行っている。

また、Committee４と同時に開催される審査グループ（Screening Group）会合において、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ及び強化されたＭＭｏＵ（Enhanced ＭＭｏＵ：ＥＭＭｏＵ）への署名審査及び署名促進のための方策の検討等を行っている。

６．投資管理に関する委員会（Committee５）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また､資本市場における金融安定リスクに関連しうる課題については、ＦＳＥＧと連携しながら検討を行っている。

７．格付会社に関する委員会（Committee６）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

８．デリバティブ市場に関する委員会（Committee７）

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは当庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

９．金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee８）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年６月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017 年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、当庁も毎年参加している。2020 年は、コロナの状況を踏まえ、10 月にオンラインでイベントを開催した。また、2020 年 12 月には「暗号資産に関する個人投資家の教育」と題する最終報告書と、2021 年１月に「個人投資家の苦情処理と補償制度」と題する最終報告書を公表した。

10．エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）

エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。ＣＥＲは、ＩＯＳＣＯ内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後ＩＯＳＣＯとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。

11．アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。同委員会は、2020 年 11 月に、ＭＭＦ改革に関するＩＯＳＣＯの 2012 年提言の導入に関するテーマ別レビューの最終報告書を、2021 年５月に、取引所等及び市場仲介業者の事業継続計画に係るテーマ別レビューの最終報

告書をそれぞれ公表した。今後、2018 年にＩＯＳＣＯにおいて策定されたファンドの流動性リスク管理に関する提言の実施状況についてレビューを行う。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）(1997 年)、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）(2001 年)、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）(2002 年)、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）(2004 年)、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）(2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006 年１月には米国ＳＥＣ及び米国ＣＦＴＣとの情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年)、欧州の証券監督当局 30 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年、2020 年。2021 年、英国のＥＵ離脱に伴い英国との更新された覚書が発効。)、米国ＣＦＴＣとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年）をそれぞれ行った。2020 年 12 月には、イタリア国家証券委員会（ＣＯＮＳＯＢ）及びイタリア中央銀行（ＢＯＩ）それぞれとの間で、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名を行った。

13. 多国間情報交換枠組み

12.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、複数当局間の情報交換枠組みであるＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2021 年６月現在、124 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵを強化するための改訂が議論され、2017 年３月にＥＭＭｏＵが策定された。2021 年６月現在、19 の証券当局がＥＭＭｏＵに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では 2018 年５月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／ＧＤＰＲ）が施行。ＧＤＰＲの下でも、引き続き、ＩＯＳＣＯ加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、ＩＯＳＣＯに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の

間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は 2019 年４月 26 日に署名を行った。

なお、ＭＭｏＵに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課題・懸念等について定期的な協議を行う機関としてＭＭｏＵモニタリング・グループが設置されており、2020 年８月から当庁の長岡参事官が議長を務めている（任期は 2022 年に予定されているＩＯＳＣＯ年次総会までの約２年）。

（注）長岡ＭＭｏＵモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任している。

14.　サステナブルファイナンスに関するタスクフォース

ＩＯＳＣＯは、2018 年５月の代表理事会において、サステナブルファイナンスに関する取組みについてＩＯＳＣＯメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施し、サステナブルファイナンスに関する市場関係者及び各国当局の取組みについてまとめた報告書を作成した（2020 年４月 14 日公表）。

同報告書では、今後ＩＯＳＣＯとしての取組みを強化すべくタスクフォースの設置が提案され、2020 年６月に設置された。同タスクフォースでは３つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、機関投資家のサステナビリティ開示、ＥＳＧ格付け）が設置されており、当庁の池田ＣＳＦＯが第３作業部会（ＥＳＧ格付）の共同リーダーを務めている。2021 年６月には、第１作業部会（企業のサステナビリティ開示）の最終報告書、及び第２作業部会（機関投資家のサステナビリティ開示）の市中協議文書が公表された。

15.　リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

ＩＯＳＣＯは、2020 年６月、リテール市場におけるコンダクト問題に関する情報共有及び規制ツール等の検討のため、タスクフォースを設置。リテール市場の投資家に対するコンダクト問題・事例とそれへの対処について検討している。

短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下において生じつつあるコンダクト問題に対処するための一助とすべく、危機時において生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020 年 12 月に公表した。

今後、中期的な成果物として、現在の規制手法への理解を深めるとともに、更なる検討を要する箇所を特定することを目指して、メンバー当局が採用している規制アプローチについて実態把握を行い、その結果を踏まえた規制ツールキットを作成予定である。

16. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のＧ20 財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、ＩＯＳＣＯは、2019 年１月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より、水口審議官（当時）が共同議長を務め、2020 年秋からは森田金融国際審議官が共同議長を務めている。2019 年秋以降、国境を越えてサービスを提供する業者の規制監督に際し、当該業者の母国規制を信頼して「依拠」する仕組みに関する各国の好事例を特定する作業等を行い、2020 年６月に報告書を公表した後、2020 年 10 月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会議に報告した。また、2020 年以降、ＩＯＳＣＯ地域委員会や協力会員諮問委員会における市場分断事例の特定を目的とする継続的な議論や、監督カレッジの設立・実施に関する好事例の抽出に向けた作業が開始されている。

第５節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

Ⅰ　沿革

2009 年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

①標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引、②中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済

②店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告

また、2011 年のカンヌ・サミットにおいては、ＢＣＢＳ−ＩＯＳＣＯに対して、2012年６月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019 年６月に、ＦＳＢおよびＩＯＳＣＯ各々からＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられているが、そのフォローアップとして、ＩＯＳＣＯは、各国当局の規制・監督への「依拠」に関する好事例の特定作業等を実施し、2020 年６月に報告書を公表した。

また、ＦＳＢ ＳＲＣ／ＲｅＳＧ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯは、2015 年４月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会合にＣＣＰに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、ＣＣＰの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。2020 年 11 月にはＦＳＢから「ＣＣＰの破綻処理財源及び株式の取扱いに関するガイダンス」の最終版が公表された。

Ⅱ　主な議論

１．決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ−ＩＯＳＣＯ）

Ｇ20 の提言を踏まえ、ＩＯＳＣＯとＢＩＳの決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に支払･決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012 年４月にこれらを１つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表した。その後ＣＰＭＩ−ＩＯＳＣＯは、ＦＭＩ原則の実施状況のモニタリングやＦＭＩに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

（１）政策常設グループ（ＰＳＧ）

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にＣＣＰの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2020 年以降、同年６月に公表された「清算機関のデフォルト処理オークションに関する論点」のフォローアップを実施するとともに、ＣＣＰにおけるクライアントクリアリング、参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）への対応、ステーブルコインの仕組み（Stablecoin Arrangements）に対するＦＭＩ原則の適用について分析・検討作業を行っている。

（２）実施モニタリング・グループ（ＩＭＳＧ）

各国におけるＦＭＩ原則実施の促進に向け、ＦＳＢ、ＣＰＭＩ又はＩＯＳＣＯのメンバーである 28 法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループ。2020 年には、ブラジルのレベル２評価報告書が公表された。また、レベル１評価については、全 28 法域について年次でデータベースの更新作業が行われている（最新版は 2021 年５月に更新）。

（３）サイバーレジリエンス作業部会（ＷＧＣＲ）
ＦＭＩ原則を補完するものとして、サイバーレジリエンスに関するガイダンスを策定するために設置されたグループである。2016 年６月の「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」公表以降は、そのフォローアップとして、ガイダンス実施の進捗状況に関するサーベイやラウンドテーブル開催に取り組んでいる。

２．ＦＳＢ固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（ＧＵＵＧ）

当該作業グループ（ＧＵＵＧ）は、ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯで検討されたＵＴＩ・ＵＰＩ技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして 2016 年３月にＦＳＢの下に設置された。2018 年１月にＵＴＩガバナンスについて、2019 年 10 月にＵＰＩガバナンスについて、それぞれ最終文書を公表した後は、ＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥの暫定的なガバナンス主体として識別子全体のガバナンスを担っていたが、2020 年 10 月１日をもって解散し、これらの３識別子のガバナンスの役割は、ＬＥＩのガバナンスを行う為に 2013 年に発足した規制監視委員会であるＲＯＣに移管された。

３．ＦＳＢ店頭デリバティブ作業グループ（ＯＤＷＧ）

2009 年のG20 ピッツバーグ・サミットで合意された店頭デリバティブ市場改革について、各国の進捗状況を管理する目的でFSB の下に設立されたグループである。これまで、年に１度の頻度で各国の改革に関する進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表してきたが、2020 年７月、ＦＳＢ本会合はＯＤＷＧの解散を決定した。その後は、ＦＳＢ基準実施に係る常設委（ＳＣＳＩ）が同作業を引き継いでいる。

４．ＢＣＢＳ-ＩＯＳＣＯ証拠金規制作業部会（WGMＲ）

ＣＣＰで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯが共同作業部会（WGMＲ）を設置して、規制の在り方を検討している。2013 年９月に最終報告書を公表した後、2015 年３月、2019 年７月、2020 年４月に最終報告書の改訂を行っており、現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

５．規制監視委員会（ＲＯＣ）およびグローバルＬＥＩ財団（ＧＬＥＩＦ）

ＬＥＩとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011 年のG20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013 年１月、当局からなる規制監視委員会（ＲＯＣ）が発足。2014 年６月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルＬＥＩ財団が設立され（グローバルＬＥＩ財団の設立者はＦＳＢ、設立準拠法はスイス法）、その後は、ＬＥＩの利用拡大の検討、符番されたＬＥＩの更新、ＬＥＩ参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。なお、ＲＯＣは、2020 年 10 月以降、ＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥのガバナンス主体として識別子全体のガバナンスも担っている。

第６節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　沿革

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ：International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

ＩＡＩＳは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（ＢＩＳ）内にある。

Ⅱ　組織

ＩＡＩＳは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。

１．総会

　ＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており､毎年１回､年次総会が開催される。

２．執行委員会

　新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり､地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：７、西欧：７、アジア：７、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ南部：２、北アフリカ・中東：２、中東欧：２、オフショア：２）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（ＰＲＡ）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の飛彈国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（ＮＡＩＣ）のアルトマイヤー会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の３名が務めている。

３．政策企画委員会

　執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ＩＣＰ：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

４．マクロプルーデンス委員会

　執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するＩＣＰ及びＣｏｍＦｒａｍｅの策定や、保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

５．実施評価委員会

　各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

Ⅲ　主な議論

１．国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ）

ＩＡＩＳは、金融危機を踏まえた対応として、2010 年よりＣｏｍＦｒａｍｅの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ＩＣＰにＣｏｍＦｒａｍｅを統合したうえで、2019 年 11 月の年次総会でＣｏｍＦｒａｍｅ及び改定されたＩＣＰを採択した。

（※）ＩＡＩＧｓを選定するベンチマークとして、「３つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が 10%以上であることを前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。ＩＡＩＧｓの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

２．ＩＡＩＧｓに適用される国際資本基準（ＩＣＳ：Insurance Capital Standard）の検討

ＩＡＩＳは、2013 年よりＩＡＩＧｓに適用されるＩＣＳの開発に着手し、2017 年７月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（ＩＣＳ Version 1.0）を公表し、2018 年７月にＩＣＳ Version 2.0 に関する市中協議文書を公表したうえ、2019 年 11 月にモニタリング期間のためのＩＣＳ Version 2.0 に合意した。ＩＣＳ Version 2.0 は、2020 年から 2024 年までの５年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、ＩＡＩＳは、2024 年までに、米国等の開発する合算手法のＩＣＳとの比較可能性を評価することとしている。ＩＡＩＳは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を 2020 年 11 月に公表したのち、2021 年５月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。

３．システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（ＦＳＢ）は、2013 年より 2016 年まで毎年、ＩＡＩＳの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定手法に基づき、Ｇ－ＳＩＩｓのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、ＩＡＩＳは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017 年 12 月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018 年 11 月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019 年 11 月の年次総会で同枠組みを最終化した。

参考：アジア保険監督者フォーラム（ＡＦＩＲ：Asian Forum of Insurance Regulators）

ＡＦＩＲは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。金融庁は、ＡＦＩＲの発足以来参画しており、近年では2019年５月の年次総会（於マカオ）、2020年７月の年次総会（オンライン会合）にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

４．その他

（サステナブルファイナンス）

ＩＡＩＳは、2017年より、持続可能な保険フォーラム（ＳＩＦ）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行っている。2018年７月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年２月には、「ＴＣＦＤ提言実施に関するイシューペーパー」を公表。2020年10月、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて市中協議文書「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表したのち、2021年５月に最終化した。また、2021年３月より、ＳＩＦとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始している。

第７節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　沿革

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012 年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

ＦＡＴＦのメンバーはＯＥＣＤ加盟国を中心に 2021 年６月現在 37 か国・２地域機関である。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおりである。

① マネロン等対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦメンバー間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非メンバー国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するＦＡＴＦ全体会合は通常年３回（２月、６月、10 月）開催され、ＦＡＴＦ勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、総会の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国の Head of Delegation は財務省が務める）。

① ＰＤＧ（Policy Development Group）：政策立案（主に金融庁、財務省）
② ＥＣＧ（Evaluation and Compliance Group）：相互審査（主に財務省）
③ ＩＣＲＧ（International Cooperation and Review Group）：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
④ ＲＴＭＧ（Risk, Trends and Methods Group）：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
⑤ ＧＮＣＧ（Global Network Coordination Group）：ＦＡＴＦ型地域体（ＦＳＲＢｓ）・国際機関との連携（主に財務省）

ＦＡＴＦは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、①マネロン等対策等の基本的枠組みである「40 の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「９の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第４次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40 の勧告」が 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

当該新「40 の勧告」に基づき、2014 年より、メンバー国・地域に対する第４次相互審査が順次実施されている。第３次相互審査と異なり、第４次相互審査においては、

新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する 11 項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019 年 10 月から 11 月にかけて、ＦＡＴＦ審査団が、金融庁を含む関係省庁及び金融機関等に対してオンサイト審査を実施した。審査結果を記した対日審査報告書については、当初、2020 年６月のＦＡＴＦ全体会合で採択予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手続凍結を経て、2021 年６月会合で採択され、８月に公表された。

今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に[※]優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府は今後３年間の行動計画を策定・公表しており、引き続き、官民が連携してマネロン等対策高度化の取組みを継続していく。

（※）具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の４項目に優先的に取り組む。

Ⅱ　主な議論

１．暗号資産に関する議論

2019 年６月、暗号資産に関するＦＡＴＦ基準の採択を受け、業界との対話および基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等のために、ＦＡＴＦ政策企画部会（ＰＤＧ）傘下にコンタクト・グループが設立された。当庁の羽渕国際政策管理官が同グループ共同議長を務め、本分野でのＦＡＴＦでの議論を主導している。

2021 年６月には、上記コンタクト・グループのもとで、暗号資産に関する FATF 基準（2019 年６月最終化）のグローバルな実施状況とその課題に関する２回目の報告書が採択された（2021 年７月公表）。また、ＦＡＴＦの暗号資産ガイダンス改訂作業においても、当庁がプロジェクト・リードを務め、市中協議案（2021 年３月公表）の取り纏めに主導的な役割を果たした（2021 年 10 月公表）。

２．「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」について

実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施においては、従来のルール・ベースの対応ではなく、リスクを適時・適切に特定・評価し、そのリスクに見合った低減措置を講ずる、いわゆる「リスクベース・アプローチ」の考え方が基本であり、リスクベース・アプローチによる監督強化が世界的な課題となっている。こうした中、ＦＡＴＦは、2021 年３月４日、「リスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス」を公表した。

３．その他の議論

現在、ＦＡＴＦでは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の１つとなっており、官民におけるＡＭＬ/ＣＦＴの実施をより効果的にする新技術の機会と課題に関する報告書、および、民間セクターにおける AI やビックデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書が 2021 年６月に採択された。

また、クロスボーダー送金にかかる課題（高コスト、スピード不足、透明性の欠如）について、G20 での問題意識を受け、現在、ＦＳＢ（金融安定理事会）を中心に、課題改善に向けた 19 の構成要素（Building Blocks（ＢＢ））に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、ＢＢ５「ＡＭＬ/ＣＦＴ規制の調和」について、ＦＡＴＦが主担当となって検討を進めている。

第８節　その他の主体

Ⅰ　サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

サステナブルファイナンスに関しては、前節までに記載した会議主体における議論の他にも、以下の会議体における活動を通じて、国際的な議論に積極的に参画している。

１．気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（ＮＧＦＳ）

ＮＧＦＳ（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017 年 12 月に設立された。現在 100 以上の当局や国際機関が参加しており、当庁は 2018 年６月に加盟、2020 年 11 月からは運営委員会メンバーとして活動している。

気候関連リスク等に関するミクロ及びマクロプルーデンス、グリーンファイナンス促進、データギャップといったテーマ別の作業部会において分析を進めており、2021 年４月に「サステナブルファイナンス市場の動向」、５月には「データギャップ解消に向けた活動進捗報告書」を公表したほか、６月には、2020 年に公表したＮＧＦＳ気候シナリオのアップデートも行っている。

２．サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（ＩＰＳＦ）

ＩＰＳＦ（International Platform on Sustainable Finance）は、2019 年 10 月に欧州委員会が中心となり発足させた多国間フォーラムであり、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標とする。2021 年６月末現在、17 か国・地域の当局、及びオブザーバーである 11 の国際機関が参加しており、当庁は 2020 年 11 月にメンバーとなった。

タクソノミー、開示、金融商品・ラベル等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うこととしており、当庁は開示に関するワーキンググループの議長を務めている。

３．国際会計基準（ＩＦＲＳ）財団

国際会計基準（ＩＦＲＳ）の設定主体であるＩＦＲＳ財団は、2020 年９月、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体を設置する旨の市中協議文書（コメント期間：2020 年９月末～12 月末）を公表した。これに対し、当庁及び公益財団法人財務会計基準機構（ＦＡＳＦ）が事務局を務めるＩＦＲＳ対応方針協議会において国内関係者の意見集約を行い、2020 年 11 月、基準

設定主体設置に対する賛意や報告基準に対する日本の考え方等をまとめたコメントレターをＩＦＲＳ財団に発出した。
2021年４月30日、ＩＦＲＳ財団は、2020年９月末～12月末に実施した市中協議結果のフィードバック文書の公表、及び、新たな基準設定主体（ＩＳＳＢ：International Sustainability Standards Board）のメンバー構成等を含む定款改訂案の市中協議（コメント期間：2021年４月末～７月29日）を開始した（ＩＦＲＳ財団は2021年11月にＩＳＳＢの設置を公表）。

３．その他

2020年10月、当庁は国際資本市場協会（International Capital Market Association：ＩＣＭＡ）が定めるグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則の諮問委員会のメンバーに前年に引き続き選任され、トランジションファイナンス等に関する議論に参加している。

Ⅱ 経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

１．コーポレート・ガバナンス委員会

（１）沿革

ＯＥＣＤ加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田眞人氏（財務省財務官）が務めている。

（２）主な議論

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、ＦＳＢが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の１つに位置付けられる。
本原則は、ＯＥＣＤのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、ＯＥＣＤ非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなる本原則の改訂作業を開始。作業結果は2015年11月のG20サミットに提出され、「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。
主な改訂内容は以下のとおりである。

①機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
②金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
③近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法(メソドロジー)（2006 年策定）も、改訂原則の普及・実施のため、2017 年３月に改訂・公表された。

ＯＥＣＤは、2021 年６月 30 日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コーポレート・ガバナンス委員会が作成した、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

２. 保険･私的年金委員会（ＩＰＰＣ、Insurance and Private Pensions Committee)

（１）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961 年９月に設立された。2019 年３月より、当庁の河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

（２）主な議論

会合には、ＯＥＣＤ加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブルファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療･介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

ＯＥＣＤの保険・私的年金委員会（ＩＰＰＣ）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第１回会合は東京（2016 年４月）、第２回会合はバンコク（2017 年９月）、第３回会合（2018 年４月）は東京、第４回会合（2019 年３月）はミャンマー・ネピドーで開催された。第５回会合（2020 年９月）及び第６回会合（2021 年６月）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。

Ⅲ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ）

１．沿革

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など 26 ヵ国のメンバーの他、オブザーバーとして６機関（ＩＡＩＳ、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、ＯＥＣＤ、ＯＧＡＰ、世銀）等が加盟。議長は、Maria Lucia Leitao 氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はＯＥＣＤが務める。

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

ＦｉｎＣｏＮｅｔの全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、ＦｉｎＣｏＮｅｔ加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、１年に１回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、ＦｉｎＣｏＮｅｔのメンバー当局のうち、当庁を含む 11 当局（2021 年６月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った６つの常設委員会を設置し、ＦｉｎＣｏＮｅｔにおける実質的な作業を行っている。

２．主な議論

現在、各議題に応じて、６つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committee）が設置されており、当庁はＳＣ４、ＳＣ６のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第１常設委員会（ＳＣ１）監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第２常設委員会（ＳＣ２）短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	葡（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	2019 年４月より、「貸出適切性評価（creditworthiness)」をテーマとし、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象とした代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について調査・議論している。
第３常設委員会（ＳＣ３）モバイル技術・技術革新	伊（議長）、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル取引が増加していることを背景に 2021 年から活動を再開した。主に監督上の課題について調査・議論している。
第４常設委員会（ＳＣ４）フィンテックへの対応	加（共同議長）、露（共同議長）日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	ＩＴ技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。マーケットコンダクトの監督を行う当局向けの SupTech ツールについて取りまとめた最終報告書を 2020 年 11 月に公表した。
第５常設委員会（ＳＣ５）金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を 2020 年 11 月に公表した。
第６常設委員会（ＳＣ６）顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について取りまとめた最終報告書を 2021 年６月に公表した。

第20章　当局間の連携・協力等

第１節　経済連携協定

経済連携協定（ＥＰＡ：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（ＷＴＯ：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（ＥＰＡ）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
（発効済）	
シンガポール	2001年１月交渉開始／2002年１月署名／2002年11月発効 2006年６月再交渉開始／2007年９月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年９月署名／2005年４月発効 2008年９月再交渉開始／2012年４月発効
マレーシア	2004年１月交渉開始／2005年12月署名／2006年７月発効
チリ	2006年２月交渉開始／2006年９月大筋合意／2007年３月署名／2007年９月発効
タイ	2004年２月交渉開始／2005年２月大筋合意／2007年４月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年７月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年８月署名／2008年７月発効
ブルネイ	2006年６月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年６月署名／2008年７月発効
ＡＳＥＡＮ（包括）	2005年４月交渉開始／2007年８月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年２月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年９月署名／2008年12月発効
スイス	2007年５月交渉開始／2008年９月大筋合意／2009年２月署名／2009年９月発効
ベトナム	2007年１月交渉開始／2008年９月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年１月交渉開始／2010年９月大筋合意／2011年2月署名／2011年８月発効
ペルー	2009年５月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年５月署名／2012年３月発効
オーストラリア	2007年４月交渉開始／2014年４月大筋合意／2014年７月署名／2015年１月発効
モンゴル	2012年６月交渉開始／2014年７月大筋合意／2015年２月

	署名／2016年６月発効
環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ/ＴＰＰ11）協定	TPP：2010年３月交渉開始（日本は2013年７月の交渉から参加）／2016年２月署名 TPP11：2017年11月大筋合意／2018年３月署名／2018年12月発効
ＥＵ	2013年４月交渉開始／2017年７月大枠合意／2018年７月署名／2019年２月発効
日米デジタル貿易協定	2019年４月交渉開始／2019年10月署名／2020年１月発効
ＡＳＥＡＮ（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年２月署名／2020年８月発効
英国	2020年６月交渉開始／2020年10月署名／2021年１月発効
（署名済み・未発効）	
地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ）	2013年５月交渉開始／2020年11月署名
（交渉中）	
コロンビア	2012年７月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年３月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（ＴｉＳＡ）	2013年６月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（ＧＣＣ）	2006年９月交渉開始／2009年３月以降交渉中断

Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010年３月に交渉を開始した。日本（2013年７月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年２月に署名した。

2017年１月、米国がＴＰＰを離脱する大統領令に署名し、ＴＰＰから離脱した。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたＴＰＰ閣僚会合において、11カ国によるＴＰＰ（ＴＰＰ11）に大筋合意。2018年３月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定は、我が国を含む６か国が国内手続を完了したことにより、2018年12月30日に発効した。

2021年６月に開催された第４回ＴＰＰ委員会において、英国の加入に関する作業部会を設置し、加入手続きを開始することが決定された。

Ⅱ　日ＥＵ・ＥＰＡ

ＴＰＰ/ＴＰＰ11 同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律している。2013 年３月に交渉を開始した。2017 年 12 月に首脳間において交渉妥結を確認、2018 年７月に署名された。日本及びＥＵの双方が国内手続きを完了したことにより、2019 年２月１日に発効した。

Ⅲ　日米デジタル貿易協定

日米間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを規律している。2019 年４月交渉開始、同年 10 月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2020 年１月１日に発効した。

Ⅳ. 日英ＥＰＡ

ＥＵ離脱後の英国との、日ＥＵ・ＥＰＡに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定している。

2020 年６月交渉開始、同年 10 月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2021 年１月１日に発効した。

Ⅴ. 地域的な包括的経済連携協定（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013 年５月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ＡＳＥＡＮ10 ヶ国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。2020 年 11 月にインドを除く 15 か国にて署名が完了。2021 年４月、日本において、発効に向けた国内手続が完了した。

Ⅵ. 世界貿易機関（ＷＴＯ）による貿易政策検討制度（ＴＰＲＢ）審査

ＷＴＯ加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。２年に１度対日審査が行われてきたが、2017 年３月の対面会合後、頻度が３年に１度となり、直近の対日審査は、2020 年７月に行われた。

第２節　アジア地域ファンド・パスポート（ＡＲＦＰ）

ＡＲＦＰ（Asia Region Funds Passport）は、ＡＰＥＣ加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を

容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。
2010年以降、ＡＲＦＰのルールの検討が行われてきたところ、2016年４月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの４カ国が、同年６月、タイが、ＡＲＦＰの協力覚書（ＭＯＣ）に署名を行い、ＭＯＣが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。
我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了した。
2021年６月現在、日本（2017年12月）、タイ（2018年２月）、オーストラリア（2018年９月）、ニュージーランド（2019年７月）及び韓国（2020年12月）の全てのＭＯＣ署名国において国内での制度整備を完了し、ＡＲＦＰの登録申請受付が開始されている。
2016年６月に設置された、ＡＲＦＰの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2020事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年４月にビデオ会議形式にて会合を行った。

第３節　当局間協議

金融庁は、2020事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。

Ⅰ　米国

金融庁と全米保険監督官協会（ＮＡＩＣ）は、2014年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年６月４日	ウェブ会議	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長
2020年12月11日	ウェブ会議	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長

Ⅱ　欧州

欧州委員会（ＥＣ）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（ＦＩＳＭＡ）と金融庁との間で、1985年以来、１～２年に１回程度のペースで日ＥＵハイレベル金融協議を開催した。ホストは通例、日本・ＥＵが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。日ＥＵ･ＥＰＡ発効により、2019年会合から、日ＥＵ合同金融規制フォーラムとして開催されている。また、このほかに欧州保険・企業年金監督機構（ＥＩＯＰＡ）との間で、監督協力に係る書簡交換を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2020 年 11 月 20 日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

Ⅲ　日中韓

2005 年３月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第１回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催した。また、第３回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019 年 11 月 29 日	東京	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会国際局長 韓国：金融委員会副委員長
2017 年 11 月 30 日～12 月１日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀行監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

Ⅳ　中国

2018 年 10 月の日中首脳会談での合意に基づき、日中証券市場協力の強化を議論する枠組みとして、2019 年より、日中資本市場フォーラムを開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021 年１月 25 日	オンライン	長官	証券監督管理委員会副主席
2019 年４月 22 日	上海	長官	証券監督管理委員会副主席

Ⅴ　インド

2014 年 11 月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016 年１月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021 年４月 14 日	オンライン	国際総括官	インド財務省副次官
2019 年９月 26～27 日	東京	総合政策局参事官	インド財務省経済局長

Ⅵ　台湾

　2015年より、銀行・証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を行うことを目的とし、日本台湾交流協会、台湾日本関係協会、金融庁、台湾金融監督管理委員会間で定期的な協議を実施した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年1月12日	オンライン	国際総括官	副主任委員
2019年12月11日	台北	総合政策局審議官	副主任委員

第４節　金融技術協力

Ⅰ　概要

金融庁は、アジア諸国等の新興国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

Ⅱ　活動実績

金融庁はこれまでにベトナム、インドネシア、タイ等の７か国 15 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2020 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下のような技術支援を実施した。

①ベトナムについては、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム証券当局及び証券取引所向けに、株式市場の公平性及び透明性改善に向けたセミナー等を実施した。

②インドネシアについては、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。また、財務・金融当局間の協議において、金融分野のデジタル化に関する取組み等について意見交換を実施した。

③タイについては、当局間のハイレベルでの意見交換を実施し、相互の規制・施策取組みに関する理解促進や知見共有を図った。また、日タイ金融連携の強化のため、同国最大の商業銀行であるバンコック銀行に当庁職員を引き続き派遣し、研修を通じて現地の金融実務や日系企業の実態・ニーズに対する理解を深めると共に、現地ネットワークの拡大を図った。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」については、2021 年２月に保険分、2021 年２月から３月にかけて証券分をそれぞれバーチャル形式で実施した。

第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）

Ⅰ　概要

2014 年４月に設置したアジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ: Asian Financial Partnership Center）を、2016 年４月にグローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ:

Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。ＧＬＯＰＡＣでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

Ⅱ　活動実績

2014 年７月以降、36 の国・地域 (※) の金融当局者を招聘し、計 166 名の研究員・インターン生がＡＦＰＡＣ及びＧＬＯＰＡＣのプログラムを修了した（2021 年６月現在）。

プログラムの内容としては、概ね２～３ヶ月間の期間、研究員を招聘し、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を実施している。その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等の実施に加え、外部関係機関等を訪問し講義を受講する機会も提供している。研究員は、母国の金融システムの現状や課題、ＧＬＯＰＡＣの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

2020 事務年度は、新型コロナウイルスの感染の拡大を受け、対面型研修ではなくバーチャル型研修とし、研究員の関心事項に沿ったプログラムの提供を行った。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化としては、以下の施策を継続的に実施している。

- 当庁職員が外国出張する際、現地の卒業生とフォローアップ面談を実施
- プログラム修了後の知見の活かし方等を含めた情報・意見交換を、卒業生を現地等に集めて実施するＧＬＯＰＡＣアルムナイ・フォーラムを開催
- 現行プログラムに卒業生を再招聘し、現役生に対する講義や金融庁職員と意見交換を実施
- 当庁等が主催する国際シンポジウム等に、卒業生をスピーカーとして招聘

2020 事務年度は、新型コロナウイルスの感染の拡大を受け、バーチャルコミュニケーションツールを活用し、以下の施策を実施した。

- 卒業生の関心の高いテーマについて、金融庁職員が全卒業生を対象に講義を行うバーチャル・フォローアップ特別講義を開催。グループ（期）ごとに卒業生が意見交換等を行うバーチャル・アルムナイ・フォーラムを８回開催
- 国際機関等が主催するバーチャル国際シンポジウムに、卒業生をスピーカーとして推薦

加えて、ＧＬＯＰＡＣウェブページを全面改修し、現役研究員や卒業生の紹介や新着情報の発信などによりＧＬＯＰＡＣのネットワークを強化するプラットフォームを構築した（2021 年４月公開）。

https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html

（※）アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズ

ベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ラオス、ＵＡＥ。

	受入期間	人数	出身国（人数）
第１期	2014 年７月 29 日 ～11 月 28 日	３	ベトナム（１）モンゴル（２）
第２期	2014 年 10 月 21 日 ～2015 年２月６日	６	タイ（２）ベトナム（１）モンゴル（１）ミャンマー（１）タイ（１）
第３期	2015 年３月３日 ～５月 29 日	７	カンボジア（１）ベトナム（１）ベトナム（２）モンゴル（２）タイ（１）
第４期	2015 年７月 28 日 ～10 月９日	８	カンボジア（１）インド（１）ラオス（１）スリランカ（１）タイ（１）ベトナム（１）モンゴル（２）
第５期	2015 年 10 月 14 日 ～2016 年１月 15 日	６	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム各（１）モンゴル（２）
第６期	2016 年２月 29 日 ～５月 31 日	９	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム（１）モンゴル（２）ドバイ（１）フィリピン（１）マレーシア（１）
第７期	2016 年７月 26 日 ～９月 30 日	８	イラン（１）カンボジア（１）タイ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）インド（１）ペルー（１）モンゴル（１）
第８期	2016 年 10 月 13 日 ～2017 年１月 13 日	６	ベトナム（１）ブラジル（１）メキシコ（１）、インドネシア（２）ミャンマー（１）
第９期	2017 年２月 22 日～ ５月 19 日	９	インド（１）エジプト（１）カザフスタン（１）カンボジア（１）タイ（１）タンザニア（１）ベトナム（１）ボツワナ（１）ラオス（１）
第 10 期	2018 年７月 25 日～ ９月 29 日	11	アルゼンチン（１）イラン（１）インド（１）インドネシア（１）タイ（１）チリ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）ラオス（１）UAE（１）
第 11 期	2018 年 10 月 11 日～ 12 月 20 日	８	インドネシア（１）ウズベキスタン（１）タイ（１）トルコ（１）フィリピン（１）ボツワナ（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
第 12 期	2018 年４月４日～６ 月 22 日	９	インド（１）インドネシア（１）カザフスタン（１）カンボジア（１）タイ（１）ネパール（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
第 13 期	2018 年７月 24 日～ ９月 28 日	９	アンゴラ（１）、インドネシア（１）、カザフスタン（１）、ジョージア（１）、タイ（１）、フィリピン（１）、ブラジル（１）、ミャンマー（１）、

			モンゴル（１）
第 14 期	2018 年 10 月 16 日～12 月 26 日	９	アルゼンチン（１）、インドネシア（１）、エジプト（１）、コロンビア（１）、ジンバブエ（１）、ベトナム（１）、ミャンマー（１）、モルディブ（１）、モンゴル（１）
第 15 期	2019 年 10 月 10 日～12 月 20 日	10	インドネシア（１）、カンボジア（１）、サウジアラビア（１）、タイ（１）、ベトナム（１）、ボツワナ（１）、マラウイ（１）、南アフリカ（１）、ミャンマー（１）、モンゴル（１）、
第 16 期	2020 年２月５日～３月５日	９	インドネシア（１）、ケニア（１）、タイ（１）、ベトナム（１）、ペルー（１）、南アフリカ（１）、ミャンマー（１）、モンゴル（１）、ラオス（１）
第 17 期	2020 年 10 月 27 日～2021 年１月 29 日	８	インド（１）、インドネシア（１）、サウジアラビア（１）、タイ（１）、ベトナム（１）、マレーシア（１）、ミャンマー（１）、モンゴル（１）
第 18 期	2021 年２月 24 日～６月４日	10	インド（１）、インドネシア（１）、カンボジア（１）、ケニア（１）、タイ（１）、ネパール（１）、ベトナム（１）、ミャンマー（１）、モンゴル（１）、ラオス（１）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者		18	インド（１）、ウガンダ（１）ウズベキスタン（１）カンボジア（１）タイ（７）フィリピン（３）ブラジル（２）ベトナム（１）、ミャンマー（１）
短期研修（数日間）		３	ベトナム（３）

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移

第21章　その他の課題

第１節　誰もが金融サービスを当たり前に利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2020年にはG20サウジ議長国の下、「デジタル金融包摂を通じた若者・女性・ＳＭＥの金融アクセス向上」をテーマに、主要な調査・研究成果や政策的アプローチを取りまとめたハイレベル・ポリシー・ガイドラインを策定した。また、同じく2020年に付託事項（ＴｏＲ）及び金融包摂のための行動計画（ＦＩＡＰ：Financial Inclusion Action Plan）が改訂され（ＦＩＡＰは３年毎に改訂）、今後３年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小零細企業金融が掲げられた。

第２節　英国のＥＵ離脱（Ｂｒｅｘｉｔ）

2020年１月末に英国がＥＵから離脱し、2020年12月末に移行期間が終了したが、移行期間終了に向け、当庁は、英欧当局と想定される問題等について意見交換を行い、必要な対応を進めた。

具体的な対応の１つとして、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制に関し、本邦規制との同等性を認める他国規制を告示で定めており、欧州経済領域協定（ＥＥＡ）に規定された国に適用される規則は同告示に含まれていたところ、英国のＥＵ離脱を受け、同国への同等性評価を継続させるため、告示を改正した（2020年12月25日公布、2021年１月１日付で施行）。